

### 3 用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系の構築

検討年月日 1回目：第30回研究会（令和2年12月4日）  
2回目：第31回研究会（令和3年2月2日）

生産物分類の分類構成については、「生産物分類の基本的な考え方」（平成29年10月25日 総務省政策統括官（統計基準担当）室）において、以下のとおり整理がされている。

#### 6 分類構成

最下層の分類項目数は、SUTにおける生産額推計の基礎となる項目数を確保できる程度の粒度を見込む。

中上位分類の構成については、用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系とし、生産物の代替性に加え補完性も考慮して分類を構築する。具体的な中上位分類の構築方法については、個別分野の生産物分類の検討と並行して検討を進める。

分類コードの付与ルールについては、中上位分類の構築方法と併せて検討を進めることとし、それまでの間は、作業用として暫定作業用分類コードを設定する。

「生産物分類策定の基本的な考え方」

（平成29年10月25日 総務省政策統括官（統計基準担当）室）

事務局では、サービス分野及び財分野の生産物分類について用途の類似性（需要側視点）に基づく分類体系を構築するため、アメリカ、カナダ、メキシコの北米3か国が用途の類似性による分類を指向して作成した、NAPCS（北米生産物分類システム）の大分類及び中分類を上位分類として、これらの下に生産物分類の統合分類及び詳細分類を連ねるという方法で分類体系案を構築し、第30回研究会に提示した。

また、第30回研究会では事務局から、生産物分類をNAPCSの大分類及び中分類に対応させようとした場合、生産物分類の統合分類又は詳細分類を分割しなければならない場合が生じてしまうが、NAPCSとの整合性はどの程度まで図る必要があるかという論点が提示された。

これについて同研究会では、NAPCSの中分類にすべて合わせて、生産物分類の統合分類を分割するという事は行わなくてもよく、生産物分類の詳細分類でNAPCSとの対応関係を作ることができればよいと考えるという意見や、生産物分類の統合分類がNAPCSの中分類に一致している、あるいはNAPCSの中分類と生産物分類の統合分類のいくつかをまとめたものが一致しているということであれば、十分に合っていると考えられるという意見があったほか、NAPCSでもBroad Lineについては回答ができるが、Detail Lineは回答できない可能性があるため、まずBroad Lineは確保して、Detail Lineは回答ができなかった場合に補完するという設計になっているように、NAPCSも必ずしも理想的な階層構造にはなっていないところもあるため、NAPCSには組み替えをすれば、生産物分類の詳細分類と対応ができるというようにしておけばよいのではないかと意見や、生産物分類の統合分類をNAPCSに合わせて分割をしたり組み替えたりすると、調査で回答ができなくなる可能性があるた

め、生産物分類の詳細分類でNAPCSとの対応関係を作ることができればよいと考えるという意見があった。

第30回研究会では以上のように、分類体系の構築の際には、NAPCSの中分類と生産物分類の詳細分類とで対応関係が取れるようにすればよいという意見で一致したことから、事務局は第31回研究会において、この方針に基づき修正案を提示し、同案が了承された。

なお、第30回研究会では事務局から、NAPCSとの対応付けを行う際、製造業分野の生産物分類については、NAPCSの中分類レベルで対応付けを行うと、分類としてはかなり粗くなると考えられるため、小分類レベルで対応付けを行うことが望ましいと考えられることが説明され、これについても同研究会において了承された。

(例) NAPCSの大分類67の分類構成

大分類	中分類	小分類
67 生産向け材料・消耗品及び関連生産物(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	671 生産向け材料・消耗品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く)	67101 食品製造及び食品サービスのための材料・消耗品(食品製造及びサービスに投入する加工食品・飲料を除く) 67102 タバコ製造のための材料及び消耗品 67103 織物工場のための材料及び消耗品 67104 被服、皮革、履物、その他の織物製造のための材料及び消耗品 67105 軟材・硬材の丸太 ⋮ 67121 他に分類されない各種材料及び消耗品

このほかに第30回研究会では、事務局が提示した分類体系案に対して、生産物分類の統合分類「引越サービス」－詳細分類「引越サービス」については、NAPCSの中分類の「171 住居用建物及び関連生産物」(住宅引越サービス)と「641 商品輸送サービス及び関連生産物」(引越サービス(住宅の引越を除く))の2項目に対応するが、これについては、統合分類はそのままとし、詳細分類を「住宅引越サービス」と「引越サービス(住宅の引越を除く)」とに分割すべきという意見があった。

また、NAPCSの中分類と生産物分類の詳細分類とで対応関係が取れるようにする場合、日本独自の階層構造を作るということはあり得るため、生産物分類にはあるが、NAPCSには分類項目がない「知的財産のオリジナル」については、上位分類を無理に設定することは行わず、「補助金、寄付金等【R】」と同様の取扱いをして取り除いておき、調査で必要な場合にはこれらの分類項目を使用すればよいという意見もあった。

事務局は第31回研究会において、これらの意見に基づく修正案も提示し、同案が了承された。

研究会においては、上記の分類体系に係る議論の中で、生産物分類がCPCに対しても比較可能かどうかは確認しておくべきであるという意見があった。

事務局が作成した分類体系案では、すでに生産物分類とNAPCSの対応関係を整理しているため、ホームページ等でNAPCSとCPCとのコンバーターを探したものの、既存のファイル等を見つけることはできなかった。一方で、事務局内で過去に整理した資料としては、ISICを媒介にしたJSICとCPCとの対応表は存在しており、生産物分類とJSICとの対応付けはすでに行っていることから、JSICを媒介すれば、生産物分類とCPCとの対応

付けも可能であることを説明し、状況についての認識共有を行った。なお、生産物分類とNAPCS、JSIC及びCPCの関係性については、以下ようになる。

